



Title	大阪大学アーカイブズニュースレター 第15号
Author(s)	
Citation	大阪大学アーカイブズニュースレター. 2020, 15, p. 1-8
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75404
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



目次：

大学本部（事務局・学生部）の吹田移転	1	新任教員研修プログラムの実施	6
「アーキビストの職務基準書」と		業務日誌（抄）（2019年9月～2020年2月）	7
「認定アーキビスト」	2		
書評：『アーカイブズと私		お詫びと訂正	7
ー大阪大学での経験ー』	4		
共同展示会「大阪と北摂の過去と現在を		利用案内 等	8
つなぐ記録と記憶」の開催	5		
公開講座の実施	6		



大学本部（事務局・学生部）の吹田移転

1962（昭和37）年頃から検討された吹田移転は、その後実現の運びとなりました。今から40年前、1980年8月には、事務局が中之島から、学生部が豊中から移転し、大学本部を形成しました。

（菅 真城）

「アーキビストの職務基準書」と「認定アーキビスト」

大阪大学共創機構社会学共創本部 教授 菅 真城

はじめに

アーカイブズ機関でアーカイブズ資料を取り扱う専門職員のことをアーキビスト (archivist) という。図書館にはライブラリアン (librarian)、博物館にはキュレーター (curator) という専門職員が置かれていて、それぞれ日本では司書、学芸員と呼ばれるが、いずれも国家資格である。一方、アーキビストに対する国家資格はなく (複数の民間資格は存在するが)、日本語訳もない。

司書、学芸員の地位は、それぞれ1950 (昭和25) 年の図書館法、1951 (昭和26) 年の博物館法で確立した。一方、アーカイブズに関する法律は、1987 (昭和62) 年成立の公文書館法まで待たなければならない。同法第4条には、「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」とある。この「専門職員」が「アーキビスト」のことであるが、前述したように、固有の専門職名はみられない。しかも、専門職員の設置が義務づけられながらも、附則第二項で、「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる」という特例が規定された。その理由は、養成制度が不十分なことなどが挙げられているが、この規定は現在でも生きており、それを廃止することがアーカイブズ関係者の悲願となっている。

なお、2009 (平成21) 年には公文書の作成から整理・保存・廃棄・移管・アーカイブズ機関での保存公開までライフサイクルを規定した公文書管理法が制定されたが、この法律にはアーキビストなど文書管理の専門職員に関する規定が欠落している。

1. 「アーキビストの職務基準書」

アーキビストが国家資格でなく、その存在基盤が脆弱なことは前述したが、令和2 (2020) 年度から国立公文書館長が認定する「認定アーキビスト」制度が開始される。国立公文書館ではそれに先だって、平成30 (2018) 年12月付けで「アーキビストの職務基準書」 (以下、「職務基準書」) を5回に渡る「アーキビストの職務基準に関する検討会議」での検討を経て、さらに全国の関係機関の意見を聴取したうえで策定した。「職務基準書」は英語でいうところの job description であり、アーキビストの仕事の専門性を明確にすることを目的としたものである。今後のアーキビストのあるべき姿の指標となってゆくであろう。全文は国立公文書館のウェブサイトで公開されているので (<http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/syokumukijunsyo.pdf>) そちらをご参照いただきたいが、要点を紹介しておく。

まず、アーキビストの使命としては、「アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職であり、組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援するとともに、個人や組織、社会の記録を保存し、提供することを通して、広く国民及び社会に寄与することを使命とする」としている。次いで、アーキビストの倫理と基本姿勢としては、「アーキビストは、その使命を果たすにあたって、「アーキビストの倫理綱領」を踏まえて職務を遂行する必要がある」としている。アーキビストが専門職として存在するなら、倫理に関する規定が必要なのである。さらに、アーキビストが担う職務を「(1) 評価選別・収集、(2) 保存、(3) 利用、

(4)普及の4つに大別」している。そのうえで、必要とされる知識・技能を整理している。さらに、職務と遂行用件の対応を示している。

国立公文書館では、職員採用にあたって、すでにこの「アーキビストの職務基準書」を踏まえることが行われている。まだ他機関で「職務基準書」に基づいたアーキビストの採用が行われていることは目にしたことがないが、今後、徐々に他機関でもこの「職務基準書」を活用する場面が増えていくのではないかと予想される。

2. 「認証アーキビスト」

国立公文書館では、「職務基準書」を踏まえ、アーキビスト認証準備委員会を設置して、アーキビスト認証制度創設に関する検討を行ってきた。2019（令和元）年12月には、「アーキビストの認証制度に関する基本的考え方」がとりまとめられた（http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ninsyou_kihon.pdf）。以下に「アーキビストの認証制度に関する基本的考え方」の概要を記す。

目的は、「職務基準書」に基づき、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性・専門性を確立するためとしている。

名称は「認証アーキビスト」とし、英語名は「Archivist Certified by the National Archives of Japan」である。

認証対象は、以下の3つの用件を満たすものである。

- ・「職務基準書」が示す、アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能について把握している者
- ・アーカイブズに関する実務経験を有している者
- ・修士課程修了レベルの調査研究能力を有している者

申請用件としては、以下の事柄があげられている。

- ・「職務基準書」が示す知識・技能等について習得可能と判断された高等教育機関の科目を履修又は関係機関の研修を終了し、アーカイブズに係る実務経験と調査研究能力を有する者

- ・その他同等の能力があると認められる者

審査方法は書類審査とし、5年ごとの更新制度である。

さらに、「准アーキビスト」「上級アーキビスト」というレベル分けも考えられているが、具体的には今後の検討にゆだねられている。

おわりに

国立公文書館における検討はおおむね上記のようなものであるが、大阪大学では、「アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース」を文学・法学・経済学の研究科横断の形で創設することを計画している。その際、カリキュラム設定にあたっては、「認証アーキビスト制度」との整合性が求められる。すなわち、「アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース」修了者には、高等教育機関の科目を履修した者として、「認証アーキビスト」の申請要件を満たすようにすることである。「認証アーキビスト」の取得要件についてはまだ不明なことが多い。「アーキビスト養成・アーカイブズ学研究コース」については、別の機会に詳しく論じたい。

書評:阿部武司『アーカイブズと私—大阪大学での経験—』

大阪大学共創機構社会学共創本部 教授 菅 真城

本誌の読者には、著者の阿部武司氏（以下、普段どおりに「阿部先生」と呼ばせてもらう）は、元大阪大学文書館設置準備室長、元大阪大学アーカイブズ室長としておなじみであろう。本書は、阿部先生が「大阪大学大学院経済学研究科に教員として在職していた二世紀初めごろの十余年間に執筆し、あるいは後に当時を振り返って書いた大学や学界に関するエッセイをとりまとめたもの」とのことである。大阪大学アーカイブズの設置についても多くのページが割かれている。まず、本書の目次を示す。

はじめに

第一章 図書館・博物館・文書館

第二章 企業アーカイブズと大学

第三章 大学アーカイブズと企業アーカイブズ—現状と課題—

第四章 アーカイブズ創設とアーキビスト

第五章 大阪大学アーカイブズの構築

第六章 日本の官公庁における文書保存

第七章 外国のアーカイブズ

第八章 大阪大学経済史・経営史資料室

第九章 社会科学の国際化

第一〇章 読書の効用

本書は阿部先生の経歴に従って書かれたものだけに多様な論点を含むが、筆者が気になった事柄を列記する。

第一に大学アーカイブズ論として。これまでの大学アーカイブズ論は、筆者をはじめとして、実務者の立場から論じられてきた。一方、本書では、初めて管理者の立場から大学アーカイブズ論が論じられた。大阪大学アーカイブズがどのようにして出来上がったのか、つぶさに知ることができる。例えば、「大阪大学アーカイブズ」の「アーカイブズ」という名称がなぜ採用されたかについて学内事情を赤裸々に告白している（60頁）。本書各所で、阿部先生がどのようにして大阪大学アーカイブズを作

り上げたかが述べられている。管理者として大学アーカイブズ設立の役割がまわってきた教員には大いに参考になるであろう。筆者の印象でいうと、阿部先生は口は出さないが責任は取るという、理想的な上司であった。「第五章 大阪大学アーカイブズの構築」の初出は、『大阪大学文書館設置準備室だより』『大阪大学アーカイブズニュースレター』であるが、その時々の方の学内的課題に理論武装しようとしたことが懐かしく思い出される。

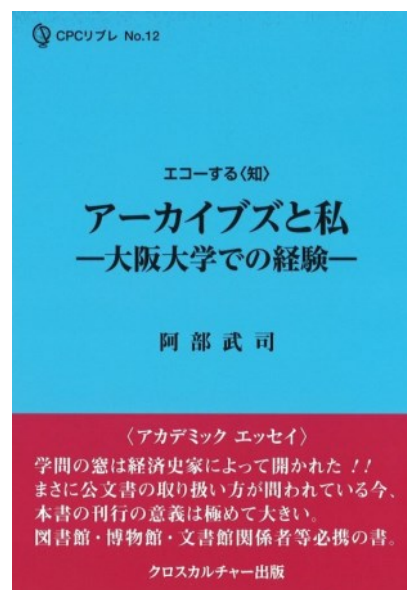
第二に企業アーカイブズ論として。経済史・経営史研究者として、また企業史料協議会副会長として、企業史料を利用する立場から国内外の企業アーカイブズについても多くのページが割かれている。

第三にアーカイブズの国際比較として。社史・団体史の執筆と英米における企業史料保存の視察から、「日本では官庁の縦割り行政の弊害と思われる図書館・博物館・文書館という硬直的な区分が、英国では柔軟に使い分けられており、図書館とアーカイブズの共存がごく普通にみられること」（18頁）、「企業が消滅した場合でも大学附属図書館や国公立の文書館で、同じく専門家を置いてきちんと保管・公開すべきであること、日本では、とくに国公立機関において図書館・博物館・文書館を硬直的に区別するが、この点は状況に合わせて柔軟に対処すべきであって、担当者が仕事をしやすく、また利用者が使いやすい施設の構築を目指すべきであること」（20頁）が指摘される。いわゆるMLA連携に関わる重要な論点であろう。ただ、英米と比べて日本でのMLA連携がうまくいかない点について、図書館と博物館の運営にも携われた阿部先生なら、さらに突っ込んだ論述が欲しかった。もっとも本書が「大阪大学での経験」であるから、筆者も大いに反省せねばならない。

また、海外のアーカイブズについても多く紹介されており、それに対して日本の官庁の文書保存（第六章）には悲しいものさえあった。

第四に教養の重要性である。「第一〇章 読書の効用」では、深い思考の基礎としての読書の重要性が語られ、「第九章 社会科学の国際化」では、外国語を用いた国際共同研究のあり方について論じられている。つつい外国語を避けてしまう筆者にとっては、反省させられるところ大である。

多くの読者が疑問を持つであろうどうして大阪大学アーカイブズが設置出来たかという、阿部先生が「とにかく八年間余りも頑張ってきたのだから」（61頁）ということに尽きると思う。現在、全国立大学86大学中、「国立公文書館等」を有する国立大学は12大学しかない。この状況を克服するには、学内的にも、対外的（対内閣府）にも大きなハードルが存在するであろうが、第二、第三の阿部先生が出現することを願って、擱筆することにする。



出版社：クロスカルチャー出版
発行日：2020年2月29日
定 価：2,000円＋税
I S B N：978-4-908823-67-1

共同展示会「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」の開催

大阪大学社会学共創クラスター「地方自治体における公文書管理と保存クラスター」の活動の一環として、ららぽーとEXPOCITY 3階 FOOD PaviLION前のガラスケースで、2020年1月17日～2月27日にかけて、「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」をメインテーマにパネル展示会を開催しました。

会期中を2期に分け、前半は「大阪と北摂の災害の記録」を副テーマに、大阪府、豊中市、箕面市、大阪大学が出展しました。後半は「大阪と北摂の古今道事情」を副テーマに、大阪府、池田市、茨木市、吹田市、豊中市、大阪大学が出展しました。



パネル展示の様子(ららぽーとEXPOCITY 3階 FOOD PaviLION前。大阪府吹田市千里万博公園2の1)

公開講座の実施

大阪大学21世紀懐徳堂では、大阪市と共同で、「大阪大学21世紀懐徳堂i-spot講座」という公開講座を開催しています。場所は大阪メトロ淀屋橋駅直結の交通至便なところ。アットホームな雰囲気、少人数のレクチャーで、大阪大学の様々な分野の専門知識を生かして、市民の方との知的交流を促進し、地域社会の活性化につなげることを目的とする無料講座です。

2019年度後期は「大学を社会に拓く」をテーマに、2020年2月12日に菅真城教授が「アーカイブズってなに？」と題した講演を行いました。講座の紹介文には以下のように書きました。

自衛隊日報、森友学園、加計学園、桜を見る会。これらに共通するものは何でしょうか。それは不適切な公文書管理です。この講座では、まず公文書について概説します。

公文書のうち、歴史的文化的に重要なものは公文書館（アーカイブズ）に移管され、永久保存されて、一般の利用に供されます。アーカイブズ施設で取り扱う資料のこともアーカイブズといいますが、その業務を行う専門職員のことをアーキビストといいます。大阪大学アーカイ



ブズを主な事例に、アーカイブズとアーキビストについて紹介します。

これに対して定員を超える申し込みがあり、受講は抽選となりました。最終的には25名の参加を得ました。1時間30分という限られた時間でしたが、会場から質問も寄せられ、「珍しいお話を聞いた貴重な機会だった」「研究者以外にもアーカイブズを使用できると初めて知った」など、新たな知識を得たことに関する喜びの声があり、盛況な講座となりました。

新任教員研修プログラムの実施

2019年11月25日、新任教員研修プログラムの一環として「大阪大学の歴史」の講義を菅真城教授が行いました。参加者は21名でした。大阪大学のファカルティ・ディベロップメントプログラムは、教員として必要な①教育能力、②研究能力、③社会学連携能力、④マネジメント能力の4つのカテゴリーに分けて整理されていますが、この研修は③社会学連携能力に分類されるものです。概要は、前身諸学校を含む大阪大学の歴史について、重要トピックを取り上げ、時系列に学び、また、歴史を明らかにするうえでの資料の重要性について学ぶものとなりました。

研修の目的としては、自己が所属する大阪大学の歴史について基本的知識を身につけるとしました。研修の到達目標としては、以下の3点を挙げました。

1. 大阪大学とその前身諸学校のことを理解する。



2. 1に関して、他者に説明できるようになる。
3. 大阪大学の歴史を考察するうえで資料の重要性を理解する。
3. は、法人文書の管理に関する研修を全教職員対象のオンライン研修としたことから、この研修の到達目標に加えました。

業務日誌(抄) (2019年9月～2020年2月)

2019年

- ・ 9月6日 台湾・国立台北藝術大学図書館の黄貞燕館長以下4名が視察
- ・ 9月11日 福岡女子大学から資料の寄贈寄託の取り扱いについて照会
信州大学から大学史に関する業務を担う組織について照会
- ・ 9月17日 菅教授(社会学部、アーカイブズ兼任教員)、東京出張。第216回記録管理学会理事会(国立情報学研究所)に出席
- ・ 9月19日 お茶の水女子大学歴史資料館から資料受贈
- ・ 9月30日 『大阪大学アーカイブズニューズレター』第14号を発行
- ・ 10月16～18日 菅教授、東京出張。全国大学史資料協議会2019年度総会ならびに全国研究会(立教大学)に出席
- ・ 10月22日 天皇即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)の規定に基づき臨時閉室
附属図書館から資料の所蔵について照会
- ・ 10月24日 伊藤偵之氏から資料受贈
- ・ 11月5日 菅教授、京都出張。京都大学大学院経済学研究科経済資料センター主催「第16回人文・社会科学資料のアーカイブに関する研究会」で「大学におけるMLA連携の可能性-Aの視点から-」報告
- ・ 11月7日 核融合科学研究所核融合アーカイブ室から歴史資料等保有施設の指定について照会
- ・ 11月13日 菅教授、松本出張。旧制高等学校記念館を視察
- ・ 11月14～15日 菅教授、安曇野出張。第45回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(安曇野)大会(豊科公民館)に出席

- ・ 11月18日 大阪大学混声合唱団から資料受贈
- ・ 11月19日 学外から旧帝国大学古写真について照会
- ・ 11月25日 新任教員研修プログラム「大阪大学の歴史」を開催
- ・ 12月2日 菅教授、東京出張。第217回記録管理学会理事会(国立情報学研究所)に出席
- ・ 12月6日 菅教授、広島出張。全国大学史資料協議会西日本部会2019年度第4回研究会(広島県立文書館)に出席
- ・ 12月9日 菅教授、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第154回例会(尼崎市総合文化センター)に出席
- ・ 12月19日 第13回アーカイブズ運営委員会を開催

2020年

- ・ 1月7日 全学教育推進機構から旧制高等学校の学年について照会
- ・ 1月16日 菅教授、東京出張。国立公文書館主催アーカイブズ研修IIで「大阪大学アーカイブズにおけるハンセン病関係文書の利用に係る審査について」講義
- ・ 1月17日～2月27日 共同展示会「大阪と北摂の過去と現在をつなぐ記録と記憶」(ららぽーとEXPOCITY)を開催
- ・ 1月29日 菅教授、東京出張。第17回アーカイブズ関係機関協議会(国立公文書館)、第218回記録管理学会理事会(国立情報学研究所)に出席
- ・ 2月12日 菅教授、21世紀懐徳堂i-spot講座で「アーカイブズってなに？」講義

お詫びと訂正

『大阪大学アーカイブズニューズレター』第14号掲載の菅真城教授「大阪大学における年史編纂」のなかで、4ページに『大阪外国語大学70年史』について「執筆は大学教員ではなく新聞記者の手による」との記述がありますが、第1編第5章「大阪外国語大学の新たなる発展を目指して」は、赤木攻教授が執筆されたものでした。ここにお詫びして訂正いたします。

大阪大学アーカイブズ利用案内

・開室日

次に掲げる日を除く毎日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

・利用時間

午前9時30分～午後4時30分

・利用請求の受付

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

大阪大学アーカイブズ構成員名簿

室 長 高橋 明男（法学研究科・教授）

〈兼任教員〉

【法人文書資料部門】

菅 真城（共創機構社会学共創本部・教授）
瀧口 剛（法学研究科・教授）
三阪佳弘（高等司法研究科・教授）
藤本慎司（工学研究科・教授）
阿部浩和（サイバーメディアセンター・教授）
安岡健一（文学研究科・准教授）
中村征樹（全学教育推進機構・准教授）

【大学史資料部門】

菅 真城（共創機構社会学共創本部・教授）
飯塚一幸（文学研究科・教授）
田口宏二郎（文学研究科・教授）
廣田 誠（経済学研究科・教授）
進藤修一（言語文化研究科・教授）
松永和浩（共創機構社会学共創本部・准教授）

〈事務担当〉

大阪大学総務部総務課文書管理室



大阪大学アーカイブズニュースレター 第15号

発行日 2020年3月31日
編集発行 大阪大学アーカイブズ
〒562-8558
大阪府箕面市粟生間谷東8-1-1

Tel. (072) 730-5113
Fax. (072) 730-5114
E-mail office@archives.osaka-u.ac.jp
http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/ed_support/archives_room